

民間稻作に対する命令の内容

1 業務停止命令の内容

(1) 処分の内容

J A S法第14条第2項に規定する認定のうち新規の認定に関する業務

(2) 処分を行う期間

平成19年11月27日から平成20年2月24日までの90日間

2 改善命令の内容

(1) 民間稻作が認定したすべての有機農産物の認定生産行程管理者について、認定に係る審査書類及び実地調査報告書等を点検し、認定事項が認定の技術的基準に適合しているかどうかを確認すること。

(2) 民間稻作がこのような事態を引き起こした原因は、登録認定機関としての適正な認定業務遂行に対する認識の欠如及び認定業務における構造的な態勢の不備にあると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因について究明・分析し、再発防止策を講ずること。

(3) (1)から(2)に関して、民間稻作が講じた措置及び確認した内容について、平成20年1月28日（月）までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あてに報告すること。